

香川県精神保健福祉センター所報

2025 年度（令和 7 年度）



香川県ゲートキーパー推進キャラクター
「キーもん」

香川県精神保健福祉センター

目 次

I 概要

1	役割	1
2	沿革	1
3	施設の概況	2
4	組織及び職員	3
5	県内の市町	4

II 業務実績

1	技術支援	5
2	教育研修	1 1
3	精神保健福祉相談	1 3
4	普及啓発	1 9
5	組織育成	2 1
6	自殺対策事業	2 2
7	ひきこもり対策事業	2 4
8	依存症対策事業	2 7
9	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)	3 2
1 0	精神医療審査会	3 4

III 資 料

1	法規関係	3 5
2	地域保健福祉関係年表	4 2

I 概要

1 役割

香川県精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条の規定に基づき、香川県が設置する精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備える機関であり、住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等を行っている。

また、「精神保健福祉センター運営要領（令和 5 年 11 月 27 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に基づき、市町及び保健所と協働し、各障害保健福祉圏域において、精神保健医療福祉に関する重層的な支援体制の構築を総合的に推進している。

2 沿革

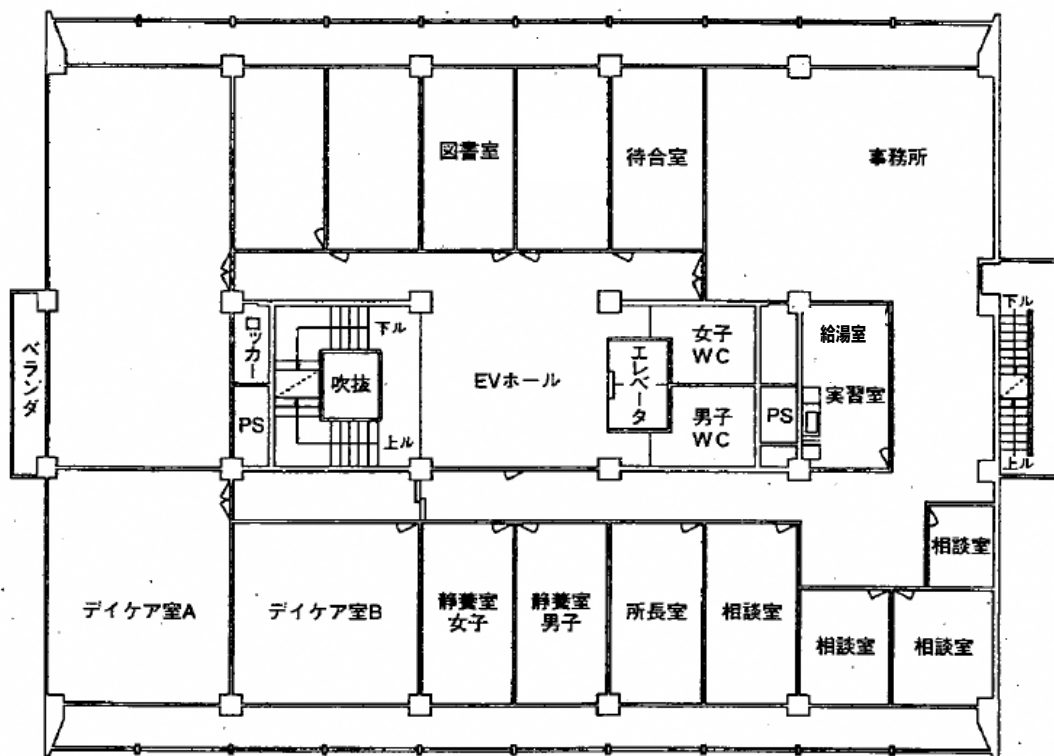
昭和 27 年 12 月	香川県精神衛生相談所設置条例公布 香川県高松保健所に併設される
昭和 42 年 4 月	香川県精神衛生センター条例公布 香川県精神衛生相談所設置条例は廃止され、高松市宮脇町 478 香川県保健衛生センター内に香川県精神衛生センターが発足
昭和 48 年 9 月	高松市松島町一丁目 17 番 28 号香川県高松合同庁舎内に移転
昭和 63 年 7 月	精神保健法の施行に伴い「香川県精神衛生センター」から「香川県精神保健センター」に名称変更
平成 7 年 7 月	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に伴い「香川県精神保健センター」から「香川県精神保健福祉センター」に名称変更
平成 23 年 6 月	香川県精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター アンダンテ」を設置

3 施設の概況

建 物
平 面 図

専用床面積 550.9 m²

令和8年3月31日現在



所 在 地 〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号 (香川県高松合同庁舎4階)

(087)804-5565 (総務)

(087)804-5566 (地域支援)

(087)804-5567 (自立支援)

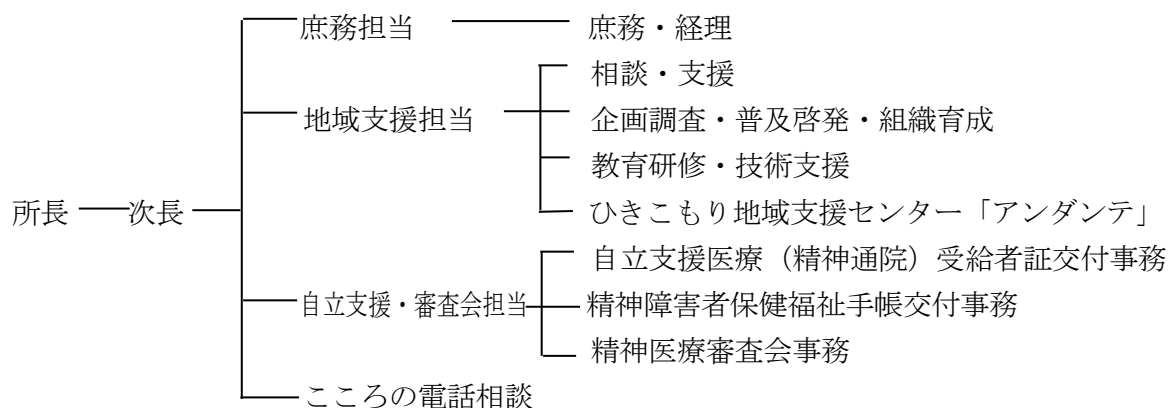
(087)835-5474 (FAX)



4 組織及び職員

(1) 組織状況

令和8年3月1日現在



(2) 職員配置状況

			所長	次長	副主幹	主任	主任主事 主任技師	主事 技師	会計年 度任用 職員 (フル)	会計年 度任用 職員 (パート)	その他	計
常勤 職員	技術 職員	医師									[1]	[1]
		保健師				1	1	1				3
		社会福祉		1		2						3
		心理	1			1						2
	事務職員				1	1						2
非常勤 職員	精神保健福祉相談					1			3	2		6
	電話相談								2			2
	依存症対策相談									1		1
	事務職員・その他									1		1
合計			1	1	1	6	1	1	5	4	[1]	20[1]

[]内は兼務。

(3) 機能別職員配置状況

	事務	医師	保健師	精神保健福祉相談員		その他	計	臨床心理 技術者	精神保健 福祉士
				法48条	その他				
常勤職員	2	[1]	3	5			10[1]	(2)	(2)
非常勤職員	1			3	5	1	10		(3)
合計	4	[1]	3	7	5	1	20[1]	(2)	(5)

[]内は兼務、()内は再掲。

5 県内の市町



(人口：令和7年9月1日現在、面積：令和8年1月1日現在)

市町		人口(人)	面積 (km ²)
香 川 県		908,642	1,876.83
高 松 市		407,260	375.54
丸 亀 市		107,482	111.83
坂 出 市		47,346	92.46
善 通 寺 市		29,631	39.93
観 音 寺 市		53,788	117.83
さ ぬ き 市		43,192	158.62
東 か が わ 市		25,359	152.86
三 豊 市		57,191	222.69
小 豆 郡	土 庄 町	11,445	74.24
	小 豆 島 町	12,483	95.69
木 田 郡	三 木 町	25,862	75.78
香 川 郡	直 島 町	2,935	14.21
綾 歌 郡	宇 多 津 町	18,613	8.10
	綾 川 町	21,566	109.75
仲 多 度 郡	琴 平 町	7,630	8.47
	多 度 津 町	20,875	24.39
	まんのう町	15,984	194.45

Ⅱ 業務実績

1 技術支援

精神保健福祉センター運営要領では、「包括的支援体制の確保のために、都道府県等の本庁、保健所、市町村、児童相談所、障害者就業・生活支援センター等関係機関に対し、本項の各業務に関して、地域の事情に応じた方法で協議の場への参画、研修、事例検討、個別スーパービジョン、同席での相談や同行訪問に加えて、意見提案、情報提供、対象機関の事業実施への支援、講師派遣等により、専門的立場から積極的な技術支援を行う」とされており、次のとおり実施した。

(1) 保健所・市町における事例検討及びコンサルテーション

保健所及び市町における支援困難な精神事例に対し、事例検討の中で精神科医師から技術指導及び技術支援を行うことにより、地域精神保健福祉活動に対する支援技術の向上を図った。

保健所名	市町	年月日	事例数	参加者数
小豆総合事務所	土庄町	R8. 2. 17	2	7
	小豆島町	R8. 2. 3	2	9
東讃保健福祉事務所	さぬき市	R7. 10. 7	4	24
	東かがわ市	R8. 1. 20	4	14
	三木町	R7. 10. 21	5	20
	直島町	R7. 7. 1	4	3
中讃保健福祉事務所	丸亀市	R7. 9. 2	3	25
	坂出市	R7. 7. 2	3	11
	善通寺市	R7. 11. 4	5	11
	宇多津町	R7. 8. 5	2	10
	綾川町	R7. 6. 3	2	11
	琴平町	R7. 12. 3	3	8
	多度津町	R8. 1. 6	2	12
	まんのう町	R7. 7. 29	2	17
西讃保健福祉事務所	観音寺市	R7. 11. 18	3	21
	三豊市	R7. 8. 19	4	8
高松市保健センター		R7. 6. 17	4	9
		R7. 12. 2	4	14
		R7. 12. 16	4	13
合計			62	247

（２）早期に支援の検討が必要な精神事例へのコンサルテーション

早期に支援の検討が必要な精神事例について、保健所及び市町からの依頼に基づき、精神科医師から技術指導及び技術支援を行い、早期に適切な対応をすることにより、地域での相談体制・心のケア体制の強化を図った。

保健所・市町名	年月日	事例数	参加者数
琴平町	R7. 7. 28	1	4

（３）精神保健福祉業務担当者会

保健所の精神保健業務担当者や県障害福祉課担当者と情報共有や意見交換・協議を行い、連携を図った。

開催日時	場所	内容
R7. 5. 26 R7. 7. 28 R7. 9. 22 R7. 11. 17 R8. 1. 26 R8. 3. 2	高松合同庁舎会議（ハイブリッド開催）	○令和７年度の体制、事業の取組について情報共有 ○障害福祉課や各保健所からの情報提供 ○協議・確認事項 ・応急入院となった場合の対応について ・24 条通報や 26 条通報の事案について ・個人情報開示請求や審査請求の事案について ・医療保護入院等の届出について ・DX について 等

（４）関係機関への援助

① 会議等への出席

関係行政機関等の委員会・協議会等に参加した。

<精神障害者地域移行・地域定着支援事業における援助>

名称	回数
ピアサポーター養成研修検討委員会等	2
ピアサポーター養成研修	5
ピアサポーター養成研修全体振り返り会	1

<心神喪失者等医療観察制度における援助>

名称		回数
ケア会議	高 松	0
	東 讃	4
	中 讃	5
	西 讃	0

<自立支援協議会への協力>

名称	回数
香川県自立支援協議会	0
高松圏域自立支援協議会	11
大川圏域地域自立支援協議会	10
中讃東圏域地域自立支援協議会	2

<ケア会議・ケース会議>

名称	回数
個別ケース検討会議	1

<その他>

年月日	名 称
R7. 4. 23	香川県精神保健福祉協会 精神保健福祉大会運営委員会
R7. 5. 14	VBP 参加精神保健福祉センター情報交換会（オンライン）
R7. 6. 20	高松北警察署管内被害者支援連絡協議会通常総会
R7. 7. 3～7. 4	令和 7 年度全国精神保健福祉センター長会定期総会
R7. 7. 7	三豊市自殺予防対策協議会
R7. 7. 7	令和 7 年度綾川町ひきこもりプラットフォーム会議
R7. 7. 9	令和 7 年度精神通報等連絡会（東讃保健福祉事務所）
R7. 6. 27	「東かがわ市ひきこもり支援プラットフォーム」関係機関連絡会
R7. 7. 11	令和 7 年度第 1 回三豊市における夜間中学協議会
R7. 7. 11	宇多津町ひきこもり支援連絡会
R7. 7. 28	香川県心神喪失者等医療観察制度運営連絡協議会
R7. 7. 28	さぬき市ひきこもりプラットフォーム担当者会
R7. 8. 5	香川県被害者支援連絡協議会総会
R7. 8. 6	令和 7 年度精神障害者等通報等関係者連絡会
R7. 8. 7	香川県災害派遣福祉支援ネットワーク協議会
R7. 8. 25	令和 7 年度第 1 回ひきこもり支援関係者ネットワーク会議

R7. 8. 28～29	中国・四国精神保健福祉センター所長及び同主管課担当者合同会議
R7. 8. 28	令和 7 年度香川県子ども・若者支援地域協議会 実務者会議
R7. 8. 28	かがわ若者自立支援ネットワーク連絡会議（県東部地域）
R7. 9. 1	令和 7 年度中国・四国地区薬物中毒対策連絡会議
R7. 9. 3	精神保健福祉大会実行委員会
R7. 9. 4	令和 7 年度香川県自殺対策連絡協議会
R7. 9. 30	依存症回復支援事業ケース会議
R7. 10. 8	令和 7 年度高松市若者支援協議会代表者・実務者全体会議
R7. 10. 14	孤独・孤立対策官民連携プラットフォームコア会議
R7. 10. 17	令和 7 年度第 1 回香川県自立支援協議会
R7. 10. 17	香川県障害者差別解消支援地域協議会
R7. 10. 24	令和 7 年度香川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議
R7. 10. 27～28	全国精神保健福祉センター長会・全国精神保健福祉センター研究協議会
R7. 11. 18	香川県精神保健福祉大会
R7. 11. 21	令和 7 年度第 2 回ひきこもり支援関係者ネットワーク会議
R7. 11. 25	高松市自殺対策推進会議
R7. 12. 1	令和 7 年度中讃圏域精神保健福祉関係ネットワーク会議
R8. 1. 16	令和 7 年度第 3 回ひきこもり支援関係者ネットワーク会議
R8. 1. 26	令和 7 年度香川県心神喪失者等医療観察制度地域連絡協議会
R8. 2. 13	都道府県等依存症専門医療機関・相談員等全国会議
R8. 2. 17	令和 7 年度香川県入院者訪問支援事業推進会議
R8. 2. 19	令和 7 年度全国精神保健福祉センター所長・全国精神医療審査会長会議、全国精神医療審査会連絡協議会総会・シンポジウム
R8. 2. 19	高松市自殺未遂者支援関係機関ネットワーク会議
R8. 2. 27	令和 7 年度第 2 回三豊市における夜間中学協議会
R8. 3. 2	依存症担当者会議
R8. 3. 6	令和 7 年度 香川県ギャンブル等依存症対策連携会議
R8. 3. 6	令和 7 年度障害者就業・生活支援センター事業関係機関連絡会議

R8. 3. 9	香川県高次脳機能障害支援連絡協議会
R8. 3. 10	依存症回復支援事業ケース会議
R8. 3. 17	令和 7 年度香川県精神科救急医療システム連絡調整委員会
R8. 3. 19	令和 7 年度第 2 回香川県自立支援協議会
R8. 3. 19	香川県障害者差別解消支援地域協議会

② 研修会の講師等

年月日	事業名	対象	主催
R7. 4. 23	令和 7 年度第 1 回教育相談連絡協議会 (精神保健福祉センターの紹介)	県立学校教育相談担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等	高校教育課教育指導グループ
R7. 7. 18	特定生活指導（薬物非行防止指導）	四国少年院在院者家族	四国少年院
R7. 7. 26	公認初級パラスポーツ指導員養成講習会 (香川県)	講習受講者	かがわ総合リハビリテーションセンター
R7. 9. 11	障害者の特性と接し方について	犯罪被害者専科受講者	香川県警察本部
R7. 9. 24	薬物乱用防止教室	大手前高松高等学校 1 年生	高松大手前高等学校
R7. 9. 26	女子少年院在院者に対する講話	丸亀少女の家在院者	丸亀少女の家
R7. 9. 28	ひきこもりサポーター養成講座	講習受講者	一般社団法人 hito.toco
R7. 11. 9	かかりつけ医うつ病対応力向上研修	医師等	香川県医師会
R7. 11. 10	薬物事犯に関する引受人・家族会	薬物事犯に関する家族・引受人・保護司	高松保護観察所
R7. 11. 20	香川県麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進員研修会	香川県麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進員	中讃保健福祉事務所

R7. 12. 11	高松市社会福祉協議会 地域共生社会推進室 職員研修	高松市社会福祉協議会 職員	高松市社会福祉協議会
R8. 1. 13	特定生活指導（薬物非行防止指導）	四国少年院在院者家族	四国少年院
R8. 2. 19	令和7年度母子・父子自立支援員等研修会（依存症について）	母子・父子自立支援員等	香川県子ども家庭課

③ コンサルテーション

関係機関の援助者に対し、面談や電話・メールにより、ケース対応等に関する助言を適宜実施している。

２ 教育研修

（１）精神保健福祉関係職員等に対する教育研修

地域精神保健福祉業務に携わる関係機関職員の精神保健福祉に関する知識・技術の向上を図り、効果的で円滑な関係機関の連携を図ることを目的として行っている。

区分	年月日	内容	対象	参加者数
依存症支援者 スキルアップ 研修会	R7. 7. 25	『アディクションの理解 ～ソーシャルワークの視点から～』 講師：日本福祉大学福祉経営学部 准教授 田中 和彦 氏	行政・医療・ 司法・福祉・ 保健・教育機 関等に所属す る支援者等	26
	R7. 8. 22	『アディクションと生きる社会 ～治療や支援の連携・社会づくり～』 講師：日本福祉大学福祉経営学部 准教授 田中 和彦 氏 当事者体験談 ２名		27
	R7. 9. 22	『アディクションのある人を深く理解する ～問題解決しない事例検討会のススメ～』 講師：日本福祉大学福祉経営学部 准教授 田中 和彦 氏		25
ひきこもり対 策普及啓発事 業（ひきこも り対策研修 会）	R7. 11. 15	『あんだんて祭』 登壇者 一般社団法人 hito. toco 宮武 将大 氏 ひきこもりサポーター：ささらぎ 氏 ひきこもりサポーター：のぶちゃん 氏	一般	49
自殺予防のた めの対応力向 上研修会	R7. 8. 18	『教師にできる自殺予防 ～こどもの SOS を見逃さない～』 講師：一般社団法人 高橋聡美研究室 代表 高橋 聡美 氏	香川県内の小 中高の教職員 等	43
	R8. 3. 6	『自死遺族への支援』 講師：特定非営利活動法人 小さな一歩・ネットワークひろしま 代表 米山 容子 氏	自殺対策に関 わる相談支援 従事者等	15
ひきこもり支 援者のための 実践研修	R7. 12. 22	『オープンダイアログについて』 講師：村上 純一 氏、山中 一紗 氏	ひきこもり支 援に関わる関 係職員（保健 所・市町担当 者・社会福祉 協議会職員 等）	35

市町・保健所 及び関係機関 精神保健福祉 業務担当者研 修会	R7. 11. 28	『災害時における被災者等へのメンタルヘルス支援研修』 ①行政説明：災害発生時の支援体制・DAPTについて ②講演：『災害発生時の被災者・支援者へのメンタルヘルス支援について』 講師：香川大学医学部臨床心理学科 准教授 野口 修司 氏	県内の行政機関・NPO 法人職員、各種職能団体関係者等	31
依存症対策・ 地域再犯防止 対策研修会	R7. 11. 4	『生きづらさを抱える若者の支援と理解 ～トラウマインフォームドケアの視点から～』 講師：兵庫県こころのケアセンター 副センター長 亀岡 智美 氏	アディクションの支援に関わる支援者、若者の心の健康に関心がある人	76

(2) 当事者・ボランティア等に対する教育研修

平成8年度から開催している「みんなの精神保健福祉を語ろう会」について、当事者や家族、関係者で構成された実行委員会で企画・運営し、実施した。

区分	年月日	内容	場所	参加者数
みんなの精神保健福祉を語ろう会 実行委員会	R7. 5 ～R8. 3 (全8回)	令和7年度 みんなの精神保健福祉を語ろう会について	精神保健福祉センター	実人員：7 延人員：52
みんなの精神保健福祉を語ろう会	R8. 1. 31	『当事者研究を知ろう ～自分を知り、自分を助ける～』 講師：四国学院大学 西谷 清美 氏	香川県青年センター	30

(3) 学生・実習生等に対する教育

年月日	対象	内容	受講者数
R7. 6. 13	香川大学医学部医学部医学科 4年生	精神保健福祉センターでの支援活動について	7
R7. 7. 18	香川県立農業大学校担い手養成科 1・2年生	メンタルヘルス ～心の健康について～	36
R7. 8. 19	香川県立三木高等学校 2年生	進路探求「自殺・オーバードーズについて」	4
R7. 8. 20	県庁インターンシップ生	センター概要説明、模擬面接、 CRAFT ワーク体験、職員との意見交換	13
R7. 9. 2 R7. 9. 10 R7. 9. 11	香川県立保健医療大学看護学科 4年生（うち1日のみ大学院生1名追加）	センター概要説明、市町コンサルテーション参加、ひきこもり支援 当事者活動参加、模擬面接	9
R7. 9. 16	高知県立大学 3年生	センター概要説明、職員との意見交換	1

3 精神保健福祉相談

精神保健福祉相談として、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

(1) 来所相談・訪問

① 相談件数の推移（訪問を含む）

	R5	R6	R7
実人員	228	242	258
新規	111	126	129
継続	117	116	129
延件数	1, 107	1, 164	1, 153

R7 訪問指導（再掲）	
実人員	8
男性	8
女性	0
その他・不明	0
延件数	21

② 相談の内訳（延相談件数）

ア：相談種別

老人 精神保健	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ゲーム	思春期	心の健康 づくり	うつ・ うつ状態	摂食 障害	てん かん	その 他	合計
1	255	71	52	135	30	183	304	33	10	1	78	1, 153

イ：相談種別（再掲）

ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	災害
514	20	50	0	0

ウ：対象者の性別内訳

男性	女性	その他・不明	合計
788	352	13	1, 153

エ：対象者との関係（重複あり）

本人	家族	その他
769	482	5

オ：対応（重複あり）

対応		件数
助言・指導		909
情報提供		1
他 機 関 紹 介	医療機関	0
	市町／保健所	0
	福祉機関	0
	自助団体	0
	その他	0

対応		件数
心理検査		0
紹介状	往信	0
	返信	0
文書作成		0
その他		64

③ 実人員内訳（初回来談時）

ア：対象者の性別・年代別内訳

	～9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
男性	2	13	49	39	33	21	6	4	1	168
女性	1	8	21	18	17	15	4	4	0	88
その他	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合計	3	21	70	57	52	36	10	8	1	258

イ：紹介経路（新規のみ）

医療関係	保健・福祉関係	教育関係	広報・電話帳等	インターネット	既知	その他	不明	合計
7	18	7	2	58	8	26	3	129

ウ：対象者の居住地

市町	人数
高松市	188
丸亀市	15
坂出市	7
善通寺市	3
観音寺市	3
さぬき市	8
東かがわ市	1
三豊市	4
土庄町	0
小豆島町	1

市町	人数
三木町	9
直島町	2
宇多津町	1
綾川町	5
琴平町	1
多度津町	1
まんのう町	2
県外	7
不明	0
合計	258

(2) 電話相談

① 相談件数の推移

	R5	R6	R7
新規	841	810	775
継続	3,965	4,171	3,842
延件数	4,806	4,981	4,617

② 相談の内訳（延相談件数）

ア：相談種別

老人 精神保健	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ゲーム	思春期	心の健康 づくり	うつ・ うつ状態	摂食 障害	てん かん	その 他	合計
157	2,119	44	205	84	10	232	1,073	370	6	0	317	4,617

イ：相談種別（再掲）

ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	災害
180	98	120	1	0

ウ：対象者の性別・年代別内訳

	～9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳～	不明	合計
男性	1	46	348	558	160	824	104	30	159	2,230
女性	1	36	81	77	503	954	232	205	272	2,361
その他 不明	0	5	4	0	3	2	1	0	11	26
合計	2	87	433	635	666	1,780	337	235	442	4,617

エ：対象者の職業

有職	無職	学生	その他	不明	合計
1,387	2,755	105	52	318	4,617

オ：対象者との関係

本人	配偶者	親	子	その他 親族	その他	合計
4,008	63	307	42	78	119	4,617

カ：相談内容

内容	件数
精神的な病気・障害に関すること	661
不安・疑問	429
診療機関・相談機関	83
その他	149
行動上の問題	281
非社会的行動	182
反社会的行動	1
その他	98
対人関係に関する問題	1,197
家族	542
職場	129
学校	3
その他	523
依存の問題	412
アルコール	44
薬物	208
ギャンブル	77
ゲーム	10
その他	73
心の健康に関すること	357
性に関すること	20
制度・福祉的なこと	39
話を聞いてほしい	1,554
その他	96
合計	4,617

キ：紹介経路（新規相談）

紹介経路	件数
医療関係	32
保健・福祉関係	26
教育関係	7
広報・電話帳等	8
インターネット	246
既知	106
その他	56
不明	294
合計	775

ク：対応（重複あり）

対応		件数
傾聴・助言		4,440
情報 提供	医療機関	56
	保健所・市町	39
	福祉機関	20
	自助団体	1
	その他	80
来所予約		195
その他		44

ケ：所要時間

所要時間	件数
～5分	491
～15分	1,038
～30分	1,225
～60分	1,438
60分～	425
合計	4,617

(3) メール相談

① 相談件数の推移

	R5	R6	R7
実件数	49	34	54
延件数	70	50	76

② 相談の内訳（延相談件数）

ア：相談種別

老人 精神保健	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ゲーム	思春期	心の健康 づくり	うつ・ うつ状態	摂食 障害	てん かん	その他	合計
2	17	6	0	1	1	5	22	3	0	0	19	76

イ：相談種別（再掲）

ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	災害
22	0	8	0	0

ウ：対象者の性別・年代別内訳

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳～	不明	合計
男性	5	8	8	19	4	2	0	1	47
女性	2	2	2	4	2	3	1	6	22
その他 不明	0	0	0	0	0	0	0	7	7
合計	7	10	10	23	6	5	1	14	76

エ：対象者の職業

有職	無職	学生	その他	不明	合計
21	34	5	4	12	76

オ：対象者との関係

本人	家族	友人知人	その他	合計
36	34	0	6	76

カ：対応（重複）

対応	件数
助言・カウンセリング	18
情報提供	39
その他	3
返信不要	16

(4) 特定相談

昭和 64 年 1 月 5 日付け厚生省保健医療局長通知「精神保健センターにおける特定相談事業実施要領について」に基づく特定相談事業の一環として、アルコール関連問題及び思春期精神保健に関する相談指導等を実施している。

① アルコール関連問題に関する相談指導等

ア：相談件数（再掲）

	来所相談	電話相談	メール相談
延件数	71 (実人員：17)	44	6

イ：女性酒害者の会「オリーブの会」

昭和 62 年 5 月、当センターの主体的な関与により、女性のための断酒例会が発足した。女性アルコール依存症等の方々が支え合い、女性ゆえの苦しみを当事者同士で理解し合い、助け合うことを目的に月 2 回開催している。

回数	参加者数		開催日時	内容
	実人員	延人員		
24	22	191	毎月第 2 火曜日 14：00 ～ 16：00 第 4 水曜日 14：00 ～ 16：00	体験発表

② 思春期精神保健に関する相談指導等

ア：相談件数（再掲）

	来所相談・訪問指導	電話相談	メール相談
延件数	183 (実人員：37)	232	5

4 普及啓発

一般住民に対し、精神保健福祉や精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うことを目的として、次のとおり実施している。

(1) 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における活動

自殺予防週間及び自殺対策強化月間においては、こころの電話相談の相談受付時間を延長し、閉庁時間に特別開設するなど、相談体制を強化している。

また、香川県弁護士会との共催で「暮らしとこころの相談会」を実施し、こころの悩みを抱えた相談者からの相談に対応した。

	内容	日時
自殺予防週間	電話相談延長	R7. 9. 11 16:30～21:00
	暮らしとこころの相談会	R7. 9. 10 10:00～13:00
自殺対策強化月間	電話相談延長	R8. 3. 12 16:30～21:00
	暮らしとこころの相談会	R8. 3. 3 10:00～13:00

(2) ゲートキーパー普及啓発事業

平成 25 年度より『ゲートキーパー普及啓発事業』を実施している。自らがゲートキーパーとして自殺予防に取り組むために必要な基礎的知識と予防の実際について学習するために、依頼に応じて講師を派遣しており、講師については、当センター職員、認定 NPO 法人マインドファースト及び認定 NPO 法人グリーフワークかがわが担当した。

また、障害福祉課、保健所等主催のイベント時に、ゲートキーパー推進キャラクター「キーもん」の着ぐるみを貸し出し、自殺予防とゲートキーパーの普及啓発を行っている。

実施日	申込者	対象	参加者数
R7. 8. 5	琴平町子ども・保健課	町民、町職員 等	20
R7. 9. 3	三豊市福祉課	市職員	40
R7. 9. 18	坂出市社会福祉協議会	社協職員 等	17
R7. 9. 22	香川県理容生活衛生同業組合（西讃協議会）	組合員（理容師）	18
R7. 9. 24	多度津町健康福祉課	町民、町職員	34
R7. 9. 29	香川県理容生活衛生同業組合（高松・東讃協議会）	組合員（理容師）	38
R7. 10. 7	農業大学校	学生	29
R7. 10. 15	丸亀市職員課	市職員	32
R7. 10. 27	香川県理容生活衛生同業組合（中讃協議会）	組合員（理容師）	48
R7. 11. 26	高松北高等学校・中学校	教職員	51
R8. 2. 12	土庄町	町職員	16
R8. 2. 25	香川県薬剤師会	薬剤師 等	44
R8. 2. 25	県消防学校	入校生	29
R8. 2. 27	三豊市福祉課	市民 等	22

(3) 依存症対策出前講座

依存症に関する理解を深め、自らが予防に必要な注意を払うことができるよう、正しい知識を普及するとともに、依存症者に関わる可能性のある支援者が正しい知識を持ち、スムーズに必要な機関へとつなぎ、地域での連携体制を強化することを目的に出前講座を実施した。

実施日	申込者	対象	参加者数
R7. 4. 6	穴吹パティシエ福祉カレッジ (ハイブリッド)	学生	93
R7. 4. 10	香川県立保健医療大学	学生	90
R7. 4. 15	香川県消防学校	学生	38
R7. 6. 19	四国医療専門学校	学生	64
R7. 6. 24	香川県立飯山高等学校	学生	135
R7. 7. 7	香川県立香川中央高等学校	学生	900
R7. 7. 17	香川高等専門学校高松キャンパス	学生	143
R7. 9. 25	香川県警察学校	職員	37
R7. 10. 1	藤井学園寒川高等学校	学生	431
R7. 11. 11	香川県立善通寺支援学校	学生・職員	45
R7. 11. 14	高松けいりん	職員	22
R7. 12. 5	香川県立志度高等学校	学生	270
R7. 12. 9	香川県警察本部	職員	48
R7. 12. 15	香川高等専門学校詫間キャンパス	学生	126
R8. 1. 29	香川県立農業大学校	学生	10
R8. 2. 24	直島町 (直島小学校)	学生・保護者	24

(4) 精神保健福祉協会に関する活動

香川県精神保健福祉協会が毎年開催する「香川県精神保健福祉大会」や「こころの健康展」について企画や運営に協力している。

(5) 図書、DVD 等の整備

当センターの図書室は、センターの受付時間内に利用することができ、貸出しも行っている。開架式であり、直接手にとって閲覧することができる。蔵書は精神医学、精神保健、精神障害者の福祉に関するものを中心に約 3,000 冊、DVD などの視聴覚資料は約 120 本あり、精神保健福祉関係者や当事者、家族、ボランティアなどが利用している。また、関係機関より送付される報告書、関係紙等は一般には得にくい資料として貴重なものである。図書検索のためのデータベースを作成し、活用している。

(6) ホームページの更新

当センターの事業概要や研修会の案内、制度改正等について、ホームページによる情報提供を行っている。掲載内容については随時更新を行い、タイムリーな情報提供に努めている。自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳のページへのアクセスが多い。

URL : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/seishinhoken/seishinhoken/kfvn.html>

(7) 普及啓発用パネルの展示

県民一人ひとりがこころの健康について関心を持ち、正しい知識の普及を図ることを目的に、障害福祉課と協働し、「ギャンブル啓発週間パネル展」、「アルコール健康障害啓発週間パネル展」、「こころの健康づくりパネル展」を開催した。

5 組 織 育 成

精神保健福祉活動に携わる民間の組織・団体の育成を図る支援を行うため、当センターでは精神障害者家族会や関係団体に対し、助言・協力等を実施している。

(1) 精神障害者家族会

香川県精神障害者家族会連合会は昭和 48 年に結成されている。当センターでは家族会に協力することで、支援に関わっている。

(2) 断酒会

香川県断酒会は昭和 41 年に結成され、断酒例会を県内各地で開催している。当センターでは、支援機関として側面的に関わりを持っている。

年月日	内 容	場 所	参加者数（延）
R7. 4～R8. 3	本部例会（毎月 1 回）への協力	香川県 高松合同庁舎	144

(3) 女性酒害者の会「オリーブの会」（再掲）

昭和 62 年 5 月、当センターの主体的な関与により、女性のための断酒例会が発足した。女性アルコール依存症等の方々が支え合い、女性ゆえの苦しみを当事者同士で理解し合い、助け合うことを目的に月 2 回開催している。

回数	参加者数		開 催 日 時	内 容
	実人員	延人員		
24	22	191	毎月第 2 火曜日 14 : 00 ～ 16 : 00 第 4 水曜日 14 : 00 ～ 16 : 00	体験発表

(4) 香川ダルク支援会

平成 21 年 12 月に「香川ダルク設立準備会」が発足し、当センターは準備会メンバーとして関与してきた。平成 23 年 12 月に香川ダルク発足後は、「香川ダルク支援会」のサポートメンバーとして会合に出席する等の協力・支援を行っていた。令和 7 年度について、協力・支援実績はなかった。

6 自殺対策事業

(1) 自殺未遂者訪問等支援事業

① 自殺未遂者への個別支援

平成 22 年 7 月より、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐために、二次救急医療機関（香川県立中央病院）や保健所等との連携のもと、本事業を開始した。令和 6 年 11 月からは、三豊総合病院とも連携を開始。自殺企図をして救急搬送された未遂者に対し当センターからの精神保健福祉的な支援が必要と判断された場合、家族もしくは本人に本事業を紹介し、身体的治療終了後、同意の得られた方に当センターが継続的に支援を行うものである。また、関係機関からの自殺企図の相談や連絡を受けるほか、本人からの相談の中で自殺企図の可能性が高いと判断されるケースについても対応しており、数年にわたり支援を継続しているケースもある。

② 二次救急医療機関との連携

二次救急医療機関（香川県立中央病院、三豊総合病院（R6.11～））を訪問し、連携のための情報交換を行うとともに、自殺未遂者のためのリーフレットを配布している。

(2) ゲートキーパー普及啓発事業（再掲）

平成 25 年度より『ゲートキーパー普及啓発事業』を実施している。自らがゲートキーパーとして自殺予防に取り組むために必要な基礎的知識と予防の実際について学習するために、依頼に応じて講師を派遣しており、講師については、当センター職員、認定 NPO 法人マインドファースト及び認定 NPO 法人グリーフワークかがわが担当した。

また、障害福祉課、保健所等主催のイベント時に、ゲートキーパー推進キャラクター・キーものの貸し出しを行い、自殺予防とゲートキーパーの普及啓発を行っている。

(3) 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における活動（再掲）

自殺予防週間及び自殺対策強化月間においては、こころの電話相談の相談受付時間を延長し、閉庁時間に特別開設するなど、相談体制を強化している。

また、香川県弁護士会との共催で「暮らしとこころの相談会」を実施し、こころの悩みを抱えた相談者からの相談に対応した。

	内容	日時
自殺予防週間	電話相談延長	R7.9.11 16:30～21:00
	暮らしとこころの相談会	R7.9.10 10:00～13:00
自殺対策強化月間	電話相談延長	R8.3.12 16:30～21:00
	暮らしとこころの相談会	R8.3.3 10:00～13:00

(4) 自殺予防のための対応力向上研修・思春期精神保健研修会（再掲）

自殺予防につなげることを目的とし、支援者を対象とした研修会を開催している。

年月日	内 容	対 象 者	参加者数
R7. 8. 18	『教師にできる自殺予防 ～子どもの SOS を見逃さない～』 講師：一般社団法人 高橋聡美研究室 代表 高橋 聡美 氏	香川県内の小中高 の教職員等	43
R8. 3. 6	『自死遺族への支援』 講師：特定非営利活動法人 小さな一歩・ネットワークひろしま 代表 米山 容子 氏	自殺対策に関わる 相談支援従事者等	15

また、県民一人ひとりがこころの健康について関心を持ち、正しい知識の普及を図ることを目的に、障害福祉課と協働し、「こころの健康づくりパネル展」を開催した。

	実施期間
自殺予防週間	R7. 9. 8～R7. 9. 18
自殺対策強化月間	R8. 3. 9～R8. 3. 19

7 ひきこもり対策事業

ひきこもり当事者や家族を支援し、福祉の推進を図ることを目的に、ひきこもり対策推進事業実施要領（平成 21 年 5 月 8 日付け厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、当センター内にひきこもり地域支援センター“Andante（アンダンテ）”を開設した。（開設日：平成 23 年 6 月 20 日）

ひきこもり地域支援センターを中心に、以下の事業を行った。

（１）来所相談（再掲）

① 相談件数の推移（訪問を含む）

	R5	R6	R7
実人員	73	98	79
継続	60	59	56
延件数	513	489	514

R7 訪問指導（再掲）	
実人員	7
男性	7
女性	0
その他・不明	0
延件数	19

② 相談者内訳

ア：相談者（本年度初回来談時）

	本人のみ	本人と家族	家族のみ
実人員	79	31	42

イ：当事者の性別内訳

	男性	女性	その他・不明
実人員	79	61	18

（２）電話相談（再掲）

	R5	R6	R7
新規	74	80	46
継続	63	79	134
延件数	137	159	180

（３）メール相談（再掲）

	R5	R6	R7
実件数	14	34	9
延件数	25	50	22

(4) ひきこもり親のグループワーク

ひきこもりの子どもを持つ親を対象とし、自由な雰囲気の中、話し合うことでリフレッシュを図り、子どもの状態に対する不安を解消する場としている。

回数	参加者数		開催日時	内容
	実人員	延人員		
12	12	50	毎月1回（第2金曜日） 13：30 ～ 15：00	グループミーティング

(5) ひきこもり当事者の集団活動

ひきこもり当事者の社会参加へのステップアップを目的とした当事者の集団活動を平成25年10月から開催している。ひきこもりサポーターの協力を得て個々のニーズに合った支援内容を展開している。

回数	参加者数		開催日時	内容
	実人員	延人員		
23	17	200	毎月2回（第2・4水曜日） 13：30 ～ 15：30	集団活動

(6) ひきこもり対策普及啓発事業（ひきこもり対策研修会）（再掲）

ひきこもり状態にある当事者やその家族、支援者等だけでなく、一般の県民がひきこもりへの理解を深めると共に、ひきこもりについて考えるきっかけとなることを目的として開催している。

年月日	内 容	対 象 者	参加者数
R7. 11. 15	『あんだんて祭』 登壇者 一般社団法人 hito.toco 宮武 将大 氏 ひきこもりサポーター：ささらぎ 氏 ひきこもりサポーター：のぶちゃん 氏	一般	49

(7) ひきこもり支援者のための実践研修（再掲）

ひきこもり支援に携わる関係者が、ひきこもりへの理解を深め、ひきこもりの状態にある者及びその家族への相談支援をより充実するため、実践的な知識や技術を学ぶことを目的として実施している。

年月日	内 容	対 象 者	参加者
R7. 12. 22	『オープンダイアログについて』 講師：村上 純一 氏、山中 一紗 氏	ひきこもり支援に関わる関係職員 （保健所・市町担当者・社会福祉協議会職員等）	35

(8) ひきこもり対策連絡協議会

ひきこもり支援に携わる関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、県内のひきこもり対策が円滑に推進されるよう、ひきこもり対策連絡協議会を年1回開催した。

	年月日	内 容	参加者数
第1回 (オンライン会議)	R7.6.20	(1) 香川県のひきこもり支援体制について (2) 厚生労働省の取組みと「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」のポイントについて 講師：厚生労働省 ひきこもり支援専門官 佐野 茂樹 氏	49

(9) ひきこもりサポーター登録・名簿管理

県内で実施されているひきこもりサポーター養成研修事業・派遣事業について、当センターはひきこもりサポーターの登録及び名簿管理を担っている。また事業の円滑な実施のために、必要に応じて市町等に対し助言を行っている。

(10) ひきこもり専門相談員派遣

市町・保健所、社会福祉協議会その他ひきこもり相談を受ける者へのスーパーバイズ等を行い、地域相談者のスキル向上と相談機能の充実を図るため、県が委嘱した6名のひきこもり専門相談員（ひきこもり支援の豊富な相談実績及び知識を有する者）の派遣を行っている。

(11) ひきこもり市町等支援員の配置

より住民に身近な市町でのひきこもり支援の充実・強化を図ることを目的として、ひきこもり支援関係機関や市町の職員に対し、支援に必要な知識及び技術等を指導するとともに、地域における関係機関ネットワーク構築の促進等を行うひきこもり市町等支援員を配置している。

8 依存症対策事業

平成 29 年度より「依存症者回復支援事業」を開始し、依存症当事者及び家族への回復支援、依存症についての正しい理解の普及啓発、地域における依存症対策推進等に取り組んでいる。

(1) 依存症相談件数

① 来所相談（再掲）

		R5	R6	R7
アルコール	実人員	13	5	17
	延件数	20	26	71
薬物	実人員	16	17	15
	延件数	68	101	52
ギャンブル等	実人員	30	43	30
	延件数	208	221	135
ゲーム	実人員	9	16	8
	延件数	27	62	30
その他依存	実人員	11	16	24
	延件数	46	93	75
合計	実人員	74	98	94
	延件数	362	503	363

② 電話相談（再掲）

	R5	R6	R7
アルコール	32	26	44
薬物	74	250	205
ギャンブル等	104	86	84
ゲーム	27	40	10
その他依存	23	53	59
延件数	260	455	402

③ メール相談（再掲）

	R5	R6	R7
アルコール	0	0	6
薬物	0	0	0
ギャンブル等	1	0	1
ゲーム	0	0	1
その他依存	0	0	0
延件数	1	0	8

（２）回復プログラム

① 実施状況

希望者に対して回復プログラムを個別に実施した。一部の対象者については、回復プログラムを実施するにあたり、法務少年支援センターの高松の協力を得た。

対象者	テキスト	実人員	実施回数
薬物	H I M A R P P	2	4
アルコール		3	18
ギャンブル等	S A T - G	17	53
	S A T - G ライト	0	0
	標準的治療プログラム	0	0
ネット・ゲーム	i S w i n g	0	0
	i S w i n g - L i t e	0	0

② ケース会議の開催

回復プログラムの実施方法及びプログラム終了後の支援等について検討したほか、依存症対策について課題及び情報の共有を行った。

(3) 家族支援

依存症当事者（アルコール・薬物・ギャンブル等）の家族が集い、依存症の理解を深めるとともに、自由な雰囲気の中で話し合うことで、家族が元気を取り戻し、当事者の回復を支援することを目的に開催している。平成30年度から薬物依存症当事者の家族を対象にテキストを使用した心理教育プログラムを実施するグループワークと、依存症当事者の家族を対象とした家族教室を開催していたが、令和5年度より、当事者・家族・支援者の学ぶ場としてアディクションセミナーと、依存症当事者の家族を対象としたアディクション家族交流会を開催している。

① アディクションセミナー

回数	参加者数		開催日時	内容
	実人員	延人員		
7	25	69	偶数月第1火曜日 14:00～16:00 (ハイブリッド形式)	①第1回～第6回 アディクションについて（各回テーマあり） 講師：藤井クリニック 藤井 望夢 氏 ②特別回 債務整理について 講師：四国財務局 財務相談員

② アディクション家族交流会

回数	参加者数		開催日時	内容
	実人員	延人員		
6	14	41	奇数月第4木曜日 14:00～16:00	①コミュニケーショントレーニング ②わかち合い

(4) 依存症対策・再犯防止対策推進研修会(再掲)

依存症に関する正しい理解とその対応について学ぶために研修会を開催している。

年月日	内 容	対 象 者	参加者数
R7.11.4	『生きづらさを抱える若者の支援と理解 ～トラウマインフォームドケアの視点から～』 講師：兵庫県こころのケアセンター 副センター長 亀岡 智美 氏	アディクションの 支援に関わる支援 者、若者の心の健 康に関心がある人	76

(5) 依存症支援者スキルアップ研修会（再掲）

支援者が効果的な対応方法を身につけることで、依存症者への支援技術の向上を図ることを目的にスキルアップ研修会を開催している。令和7年度は、講師に日本福祉大学福祉経営学部（通信教育）准教授 田中和彦氏を招き、3回シリーズで開催した。

年月日	内 容	対 象 者	参加者数
R7. 7. 25	『アディクションの理解 ～ソーシャルワークの視点から～』 講師：日本福祉大学福祉経営学部 准教授 田中 和彦 氏	行政・医療・司法・福祉・保健・教育機関等に所属する支援者等	26
R7. 8. 22	『アディクションと生きる社会 ～治療や支援の連携・社会づくり～』 講師：日本福祉大学福祉経営学部 准教授 田中 和彦 氏 当事者体験談 2名		27
R7. 9. 22	『アディクションのある人を深く理解する ～問題解決しない事例検討会のススメ～』 講師：日本福祉大学福祉経営学部 准教授 田中 和彦 氏		25

(6) アルコール等健康障害対策出前講座（再掲）

依存症に関する理解を深め、自らが予防に必要な注意を払うことができるよう、正しい知識を普及するとともに、依存症者に関わる可能性のある支援者が正しい知識を持ち、スムーズに必要な機関へとつなぎ、地域での連携体制を強化することを目的に出前講座を実施した。

実施日	申込者	対象	参加者数
R7. 4. 6	穴吹パティシエ福祉カレッジ（ハイブリッド）	学生	93
R7. 4. 10	香川県立保健医療大学	学生	90
R7. 4. 15	香川県消防学校	学生	38
R7. 6. 19	四国医療専門学校	学生	64
R7. 6. 24	香川県立飯山高等学校	学生	135
R7. 7. 7	香川県立香川中央高等学校	学生	900
R7. 7. 17	香川高等専門学校高松キャンパス	学生	143
R7. 9. 25	香川県警察学校	職員	37
R7. 10. 1	藤井学園寒川高等学校	学生	431
R7. 11. 11	香川県立善通寺支援学校	学生・職員	45
R7. 11. 14	高松けいりん	職員	22
R7. 12. 5	香川県立志度高等学校	学生	270
R7. 12. 9	香川県警察本部	職員	48
R7. 12. 15	香川高等専門学校詫間キャンパス	学生	126
R8. 1. 29	香川県立農業大学校	学生	10
R8. 2. 24	直島町（直島小学校）	学生・保護者	24

(7) 香川県アルコール健康障害対策実務者連携会議

香川県アルコール健康障害対策推進計画に基づき、香川県におけるアルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備のため、香川県アルコール健康障害対策実務者連携会議を開催している。令和7年度は、厚生労働省の「アルコール健康障害対策有識者（アドバイザー）等派遣事業」を活用し、特定非営利活動法人アスク代表の今成知美氏に、オンラインでご出席いただいた。

年月日	内 容	参加者数
R7. 10. 17	(1) 第2期香川県アルコール健康障害対策推進計画における基本的施策 取組状況について (2) 第3期基本計画策定に向けた国の動向と、依存症家庭のヤングケアラ ー調査から見えてきたこと 講師：特定非営利活動法人アスク代表 今成 知美 氏 (3) 各構成機関の現状・課題等の報告	19

9 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請に対する審査・交付事務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項の規定に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行っている。

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを証明し、手帳の交付を受けたものに対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

自立支援医療費(精神通院医療)は精神障害者の自立を支援し適正な精神医療を普及するものであり、その給付水準は、原則として医療費の自己負担を1割とするものである。ただし、世帯の所得水準に応じて1か月当たりの負担額に上限額を設定するものである。

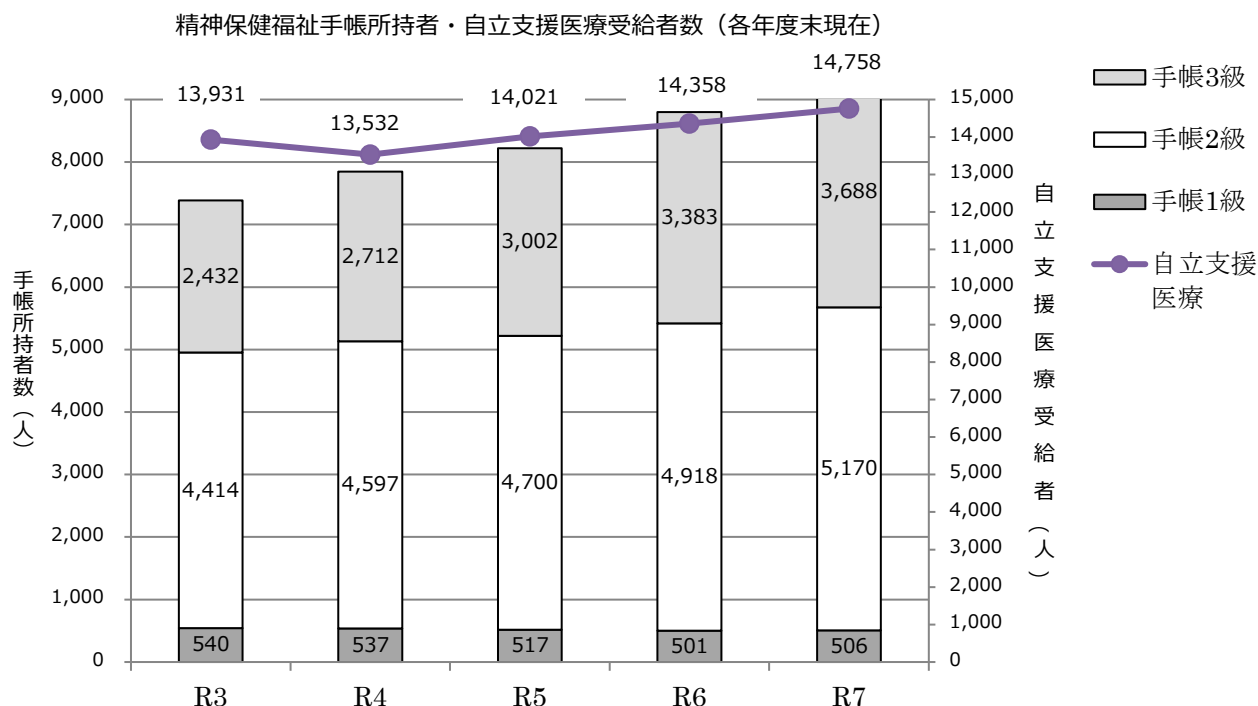
精神障害者保健福祉手帳交付数・所持者数

交付数	新 規	859
	更 新	4,045
	県外からの転入	97
	再 交 付	128
	等 級 変 更	53
所 持 者 数		9,364

自立支援医療(精神通院)交付数・受給者数

交付数	新 規	1,395
	再 認 定	13,642
	県外からの転入	173
	再 交 付	234
	変 更	5,139
受 給 者 数		14,758

(交付数：令和7年度、所持者数・受給者数：令和8年3月31日現在)



市町別精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療（精神通院医療）受給者数

保健所	市町名	精神障害者手帳				自立支援医療 (精神通院医療)
		1 級	2 級	3 級	合計	
小豆総合事務所	土 庄 町	7	58	43	108	147
	小 豆 島 町	9	69	53	131	173
計		16	127	96	239	320
東讃保健福祉事務所	さ ぬ き 市	29	220	162	411	661
	東 か が わ 市	14	134	78	226	362
	三 木 町	13	158	110	281	393
	直 島 町	0	4	5	9	21
計		56	516	355	927	1,437
中讃保健福祉事務所	丸 亀 市	41	671	390	1,102	1,845
	坂 出 市	33	340	148	521	963
	善 通 寺 市	16	164	111	291	477
	宇 多 津 町	8	97	96	201	318
	綾 川 町	8	94	72	174	280
	琴 平 町	8	62	23	93	143
	多 度 津 町	14	138	85	237	388
	まんのう町	10	71	37	118	194
計		138	1,637	962	2,737	4,608
西讃保健福祉事務所	観 音 寺 市	34	267	185	486	800
	三 豊 市	25	275	188	488	856
計		59	542	373	974	1,656
高松市保健所	高 松 市	237	2,348	1,902	4,487	6,737
合計		506	5,170	3,688	9,364	14,758

(令和8年3月31日現在)

10 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項（入院措置時及び定期の入院の必要性に関する審査）及び同法第38条の5第2項（退院等の請求による入院の必要性等に関する審査）の規定による審査を行っている。当センターでは、同法第12条に基づき、平成14年4月から精神医療審査会事務を実施している。

法改正等にもなう審査件数の増加に対応するため、令和6年度からは、精神医療審査会の合議体を3つから4つに増やし、各合議体が概ね2週間ごとに審査を行っている。

（１）委員構成

	委員数（１合議体当たり）	予備委員	計
精神障害者の医療に関し学識経験を有する者	12（３）	0	12
精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者	4（１）	3	7
法律に関し学識経験を有する者	4（１）	2	6
合計	20（５）	5	25

（２）審査状況

① 審査会開催状況 合議体開催：年24回 全体会：年1回

② 合議体による審査

ア：定期報告等の審査結果

	審査件数	審査結果		
		現在の入院形態での入院が適当	他の入院形態への移行が適当	入院の継続は適当でない
医療保護入院者の入院届	1,586	1,586	0	0
医療保護入院者の入院期間更新届	1,042	1,042	0	0
措置入院診断書	33	33	0	0
措置入院者の定期病状報告	29	29	0	0
合計	2,690	2,690	0	0

イ：退院等請求の審査結果

	審査受理件数	退院又は取下げ	次年度繰越し	審査件数	審査結果				
					現在の入院形態または処遇が適当	他の入院形態への移行が適当	合議体が定める期間内に他の入院形態への移行が適当	入院の継続は適当でない	処遇は適当でない
退院請求	44	2	1	42	41	0	1	0	0
処遇改善請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	44	2	1	42	41	0	1	0	0

Ⅲ 資料

1 法規関係

(1) 香川県精神保健福祉センター条例（昭和42年3月16日条例第3号）

改正 昭和63年3月24日条例第12号、平成7年7月7日条例第34号、平成14年3月27日条例第25号、平成18年3月28日条例第18号、平成24年3月23日条例第24号、平成25年3月22日条例第14号、令和6年3月25日条例第11号

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、香川県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）を高松市に設置する。

一部改正〔昭和63年条例12号・平成7年34号・14年25号〕

（業務）

第2条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なもの
- (4) 精神障害者の診療
- (5) 香川県精神医療審査会の事務
- (6) 法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項又は第51条の7第2項の規定による市町が同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定を行うに当たっての意見陳述
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第26条第1項又は第51条の11の規定による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助
- (9) 前各号に掲げるもののほか、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために必要な業務

一部改正〔昭和63年条例12号・平成7年34号・14年25号・18年18号・24年24号・25年14号・令和6年11号〕

（使用料及び手数料）

第3条 精神保健福祉センターを利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料又は手数料を納入しなければならない。

一部改正〔昭和63年条例12号・平成7年34号〕

（補則）

第4条 この条例に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和63年条例12号・平成7年34号〕

附 則

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

2 香川県精神衛生相談所設置条例(昭和27年香川県条例第29号)は、廃止する。

附 則(昭和63年3月24日条例12号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(後略)

附 則(平成7年7月7日条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月27日条例第25号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第18号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成24年3月23日条例第24号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和6年3月25日条例第11号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 香川県精神保健福祉センター規則(昭和42年4月1日規則第21号)

改正 昭和44年3月31日規則第6号、50年5月31日第32号、63年6月30日第37号、平成2年5月31日第35号、平成3年5月31日第34号、5年5月31日第35号、平成7年7月7日第55号、平成15年3月24日第19号、平成17年3月29日第46号、平成18年3月28日第14号、平成20年3月25日第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県精神保健福祉センター条例(昭和42年香川県条例第3号)第4条の規定に基づき、香川県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和63年規則37号・平成7年55号・15年19号〕

(職員)

第2条 精神保健福祉センターに次の職員を置く。

(1) 所長

(2) 次長

(3) 副主幹

(4) 主任

(5) その他の職員

一部改正〔昭和50年規則32号・63年37号・平成2年35号・3年34号・5年35号・7年55号・17年46号・18年14号〕

(職務)

第3条 所長は、上司の命を受けて精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 次長は、所長を補佐する。

3 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、業務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて、業務に従事する。

全部改正〔昭和50年規則32号〕、一部改正〔平成2年規則35号・3年34号・5年35号・15年19号・17年46号・18年14号〕

(使用料)

第4条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県精神保健福祉センターの項に規定する規則で定める額(以下「使用料の額」という。)は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。)により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げる場合の使用料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による療養の給付を受けた場合 労働者災害補償保険法の規定に基づき定められた額

(2) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受けて傷害に関する診療を受けた場合 算定方法第2号中「10円」とあるのを「15円」と読み替えて算定方法により算定した額

全部改正〔平成15年規則19号〕、一部改正〔平成17年規則46号・18年14号・20年13号〕

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理に関し必要な事項は、所長が定める。

全部改正〔平成15年規則19号〕、一部改正〔平成17年規則46号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年3月31日規則第6号)

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月31日規則第32号)

この規則は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月30日規則第37号)

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成2年5月31日規則第35号)

この規則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則(平成3年5月31日規則第34号)

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則(平成5年5月31日規則第35号)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成7年7月7日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月24日規則第19号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第46号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(3) 精神保健福祉センター運営要領（令和5年11月27日障発1127第8号による改正現在）

平成8年1月19日 健医発第57号
各都道府県知事各指定都市市長宛
厚生省保健医療局長通知

1 地域精神保健福祉におけるセンターの役割

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、都道府県等及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が設置する精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備えなければならない。

また、住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等を行うものである。

さらに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「令和4年改正法」という。）により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援について、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として、行わなければならないことが規定された。精神障害者等をより身近な地域できめ細かく支援していくためには、市町村が相談支援等の取組をこれまで以上に積極的に担っていくことが求められており、センターは市町村及び市町村を支援する保健所と協働し、精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制の構築に向け、本要領に示す各業務を総合的に推進する。

2 実施体制

(1) 組織体制

組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門、精神障害者保健福祉手帳判定部門及び自立支援医療（精神通院医療）判定部門等をもって構成すること。

(2) 職員の配置

ア 基本的考え方

令和4年改正法により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることが明確化され、それに伴い、センターの保健所及び市町村への支援強化の必要性が増している。

そのため、センターの職員に関して、専門職の十分な確保や人材育成及び資質向上の観点に留意し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての機能や市町村の相談支援体制構築のための援助遂行を果たすために十分な人数を配置すること。なお、十分な人数を配置した上で、業務に支障が生じない場合は、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えない。

イ 所長

センターの所長は、市町村の専門的なニーズに対応していくために、精神保健指定医等、精神保

健福祉に関する職務を行うのに必要な知識及び技能を十分に有する医師をあてることが望ましい。

ウ 職員構成

センターの職員構成は、医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師、精神保健福祉相談員、その他のセンター業務実施に必要な職員等多職種で構成すること。

医師については、精神科の診療に十分な経験を有する者をあてること。

医師以外の職員についても、センターが都道府県等の本庁等の精神保健及び精神障害者の福祉に関する専門性を発揮できるよう、個々のキャリアパスや精神保健福祉に関する業務の経験等も十分考慮した上で配置すること。

3 業務

以下に示す業務は、いずれもセンターの業務と密接な関係にあり、センターが精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての立場で実施するものである。これらの業務については、都道府県等の本庁、保健所、市町村等必要な関係機関と日頃から連携し、精神障害者やその家族等の意見も考慮しながら進めていくものである。

(1) 企画立案

地域における精神保健医療福祉の包括的支援を推進するため、精神保健に関する地域課題の整理及び対応策の検討、精神障害者の地域生活支援の推進方策や、医療計画、健康増進計画、アルコール健康障害対策推進計画、再犯防止推進計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、障害者基本計画、障害福祉計画、自殺対策計画等の地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等について、専門的な立場から、都道府県等の本庁と協働し、企画立案を行い、市町村や保健所をはじめとした関係機関に対しては意見を述べる等を行うこと。

(2) 技術支援

令和4年改正法による法第46条の規定新設の趣旨を踏まえ、市町村や市町村を支援する保健所への支援体制の強化が必要である。

センターは、包括的支援体制の確保のために、都道府県等の本庁、保健所、市町村、児童相談所、障害者就業・生活支援センター等関係機関に対し、本項の各業務に関して、地域の事情に応じた方法で協議の場への参画、研修、事例検討、個別スーパービジョン、同席での相談や同行訪問に加えて、意見提案、情報提供、対象機関の事業実施への支援、講師派遣等により、専門的立場から積極的な技術支援を行うこと。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、児童相談所、障害福祉サービス事業所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員に対して、都道府県等全体の施策に関することや、事例検討等を含む精神保健福祉の相談支援に係る専門的研修等を行い、人材の育成及び技術的水準の向上を図ること。

精神保健福祉相談員について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について」（令和5年11月27日付障害保健福祉部長通知障発1127第10号）に基づく講習会を開催する場合は保健所及び管内市町村の参加を積極的に促すこと。

（４）普及啓発

住民に対し、メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害についての正しい知識、相談支援等の社会資源及び精神障害者の権利擁護等に関する普及啓発を行うこと。普及啓発の実施の際には、精神障害者に対する差別や偏見をなくすため、「心のサポーター」の養成を行う等、態度や行動の変容につながることを意識すること。

また、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力及び援助を行うこと。

（５）調査研究

地域の精神保健福祉における活動推進並びに精神障害者の地域生活支援の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究を行うとともに、センターは市町村の規模や資源によって住民への支援に差が生じないように、精神保健及び精神障害者の福祉等に関する統計やデータベース等を活用及び分析し、企画立案に役立てること。また、その結果をもとに都道府県等の本庁、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供すること。

これらの調査研究等を通じ、精神保健福祉上の課題を抱える者のニーズや地域課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築していくこと。

（６）精神保健福祉に関する相談支援

心の健康に関する相談や精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、思春期・青年期・高齢期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題、それらを背景とした自殺に関連する相談、家庭内暴力やひきこもりの相談、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症等精神保健福祉に関する相談支援のうち、専門性が高く、複雑又は困難なケースに対して、総合的技術センターとしての立場から適切な相談支援等を行うとともに、保健所、市町村及び関係機関等と連携し、相談支援を行うこと。

相談支援の実施方法は、電話、メール、面接、訪問等により行うものとし、相談者のニーズや状態に応じて、ピアサポーター等の活用も含め、適切に実施すること。

特に、自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、地域の実情に応じた体制で多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。

なお、聴覚障害等のコミュニケーションを図ることに支障がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合に適切に意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者の配置等合理的な配慮をすること。

（７）当事者団体等の育成及び支援

当事者団体や家族会等について、都道府県等単位での活動を把握し、支援することに努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での活動に協力する。さらに、都道府県内の保健所、市町村等に対して、当事者、ピアサポーター等の活用を促進すること。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置された機関である。センターに配置されている精神保健福祉の専門職員を活用し、精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うこと。また、法第38条の4の規定による退院等の請求等の受付についても、精神保健福祉センターで行う等、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えること。

なお、退院等の請求方法は書面を原則としているが、当該患者が口頭(電話を含む。)による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとしていることに留意すること。また、退院等の請求や相談に応じた際に、請求には至らないが、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、法第35条の2の規定による入院者訪問支援事業を都道府県等が実施している場合においては、本事業を紹介すること。

さらに、精神医療審査会の事務を行う上で、法律に関し学識を有する者からの助言を得られる体制を整えることが望ましい。

(9) 精神障害保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定

法第45条第1項の規定に基づき申請された精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び障害等級の判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的な機関として行うこと。

(10) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に係る業務

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うこと。

(11) 災害等における精神保健上の課題に関する相談支援

災害・事故・事件等に関連して生じた、住民の精神保健上の課題に対する相談支援について、医療機関、保健所、市町村等の関係機関と連携し、中核的役割を担うこと。

(12) 診療や障害者福祉サービス等に関する機能

地域における診療、デイケア及び障害福祉サービス等の機能を確認し、必要に応じ、地域で提供されていない機能を提供すること。ただし、精神医療審査会事務並びに精神障害者保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮すること。

(13) その他

本運営要領に定めるもののほか、地域の実情に応じ、必要な業務を行うこと。

2 地域精神保健福祉関係年表

(令和8年3月31日現在)

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
1950 (S25)年 5月			「精神衛生法」公布
1952 (S27)年 12月	香川県精神衛生相談所設置条例公布 高松保健所に併設される		
1963 (S38)年			全国精神衛生実態調査
1964 (S39)年 10月		病院家族会発足 (丸亀病院)	
1965 (S40)年 6月		保健所の業務に精神衛生が加わる	「精神衛生法」改正
1966 (S41)年 2月		香川県断酒会発足	保健所における精神衛生業務について (公衆衛生局長通知)
4月		保健所に精神衛生相談員の配置 (高松保健所)	
1967 (S42)年 4月	香川県精神衛生センター条例公布 保健衛生センター内に設置される		
1969 (S44)年 4月			精神衛生センター運営要領について (公衆衛生局長通知)
1970 (S45)年 3月		精神科クリニック開始 (磯島クリニック)	
1971 (S46)年 4月		地域家族会発足 (高松保健所管内むつみ会)	
1971 (S46)年 10月		第1回香川県精神衛生大会	
1972 (S47)年 12月	デイケア開始		
1973 (S48)年 9月	現在の合同庁舎内に移転	生活の発見会発足	
1974 (S49)年 4月			精神科作業療法、精神科デイケア診療 報酬点数化
1975 (S50)年 4月		保健所デイケア開始 (観音寺保健所)	
10月		香川県精神障害者家族連合会結成	
1977 (S52)年 4月		全保健所に地域家族会結成	
1978 (S53)年 4月		香川県精神障害者家族教育指導事業の実施	
1979 (S54)年 8月		第1回「目で見る精神保健展」	
1980 (S55)年 4月		病院デイケア開始 (三船病院)	
1982 (S57)年 4月	香川県使用料、手数料条例の一部改正により、 受診者負担を8割相当額とする。 酒害相談事業開始	精神障害者家族相談事業の実施	
6月		痴呆性老人をかかえる家族の会発足	

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
1983 (S58) 年 5 月		全保健所での精神保健相談員の配置完了	
1984 (S59) 年 4 月		通所患者リハビリテーション事業の実施 地域家族会による薬草園営業開始 (むつみ会)	
8 月		「むつみ会第1 作業所」開設	
10 月		香川いのちの電話開局	
1985 (S60) 年 4 月	心の健康づくり事業開始	酒害対策関係者会発足 (高松保健所)	
1986 (S61) 年 4 月		精神障害者共同作業所運営事業の実施	
6 月		共同住居「清和荘」開設	
1987 (S62) 年 4 月	思春期相談事業開始	酒害家族教室の開始 (琴平保健所)	精神障害者小規模作業所運営助成事業の実施
5 月	オリーブの会 (女性酒害者の断酒会) 発足		
8 月	思春期の子どもをもつ親の会開始		
10 月	酒害家族教室開始		
1988 (S63) 年 4 月		「白梅会八十場作業所」開設 三豊地域共同作業所「あゆみ会」開設	
7 月	「精神保健センター」に名称変更	「むつみ会第2 作業所」開設	「精神保健法」施行 精神障害者社会復帰施設の設置及び運営について (保健医療局長通知)
1989 (H1) 年 11 月		共同作業所「コスモスの家」開設	
1990 (H2) 年 1 月	精神保健ボランティア養成講座開始		
3 月		「たんぽぽ会協同作業所」開設 精神保健ボランティア自主研究会発足	
6 月	精神保健センターデイケア保険診療化		
1991 (H3) 年 2 月		かがわマインド (精神保健ボランティア) 結成	
1992 (H4) 年 3 月		老人性痴呆疾患センター丸亀病院に併設	
4 月	「こころの電話相談」事業開始	共同作業所「おりいぶ工房」開設	
1993 (H5) 年 4 月			全国精神障害者団体連合会結成
8 月			「世界精神保健連盟世界会議」千葉県にて開催
11 月		精神保健ボランティア講座開始 (観音寺保健所)	
12 月		精神分裂病家族教室開始 (高松保健所)	「障害者基本法」施行

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
1994 (H6)年 4 月		グループホーム「五月荘」開設	「精神保健法等の一部改正する法律」施行
1995 (H7)年 5 月		グループホーム「やよい荘」開設	「精神保健法」改正
7 月	「精神保健福祉センター」に名称変更		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」制定
8 月		「アルコール問題を考えよう会・かがわ」発足	
12 月		精神障害者通所授産施設「川島荘」開設	「障害者プラン」策定
1996 (H8)年 1 月	地域精神保健福祉対策促進事業開始	地域精神保健福祉対策促進事業（5 保健所開始）	「精神保健福祉センター運営要領」通知（保健医療局長） 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」通知（保健医療局長）
4 月		精神障害者援護寮「オリーブ寮」開設 地域生活支援センター「オリーブ」開始	
1997 (H9)年 4 月		精神障害者援護寮「花園荘」開設	
6 月		「不登校児の学びの支援を考える会」発足 地域生活支援センター「はなぞの」開始 地域精神保健福祉対策促進事業（全保健所にて開始）	
9 月		「香川の精神福祉を考える会」発足	
10 月	デイケア室5階に拡張移転 「精神障害者のためのピアワーク学習会」開始		
12 月		香川県障害者施策推進基礎調査の実施	
1998 (H10)年 1 月		グループホーム「ビアーズ館」開設	
3 月		「香川NABA」発足（現在休止中）	
4 月	「障害者の明るいくらし」促進事業開始	精神障害者援護寮「牟原寮」開設 地域生活支援センター「クリマ」開始	「精神保健福祉士法」施行
9 月		「香川県の精神保健福祉」発行	
1999 (H11)年 3 月		「アルコール問題を考えよう会・かがわ」が「アデクション問題を考えよう会・かがわ」に名称変更	

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
1999 (H11) 年 4 月		精神障害者通所授産施設「八十場若竹園」開設 精神障害者援護寮「五色台」開設 地域生活支援センター「中讃地域生活支援センター」開設	
5 月		「香川の精神保健福祉を考える会」NPO法人取得	
6 月		香川県障害者介護等支援サービス（ケアマネジメント）体制整備推進事業開始	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」の公布
10 月		共同作業所「やすらぎの里」開設	地域福祉権利擁護事業開始
2000 (H12) 年 4 月	電子メール相談開始 ホームページ開設	精神障害者援護寮「しらさぎ荘」開設 地域生活支援センター「ありあけ」開設 香川県精神障害者訪問介護（ホームヘルプサービス）試行的事業開始	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」施行 「成年後見制度」施行
5 月		グループホーム「ホームオリーブ」開設	
6 月			「社会福祉法」施行
7 月		「グリーンワーク研究会」発足	
2001 (H13) 年 9 月		丸亀保健所管内家族会「たんぽぽ会」と三船病院家族会「こだま会」が合併「丸亀広域家族会」として発足	
10 月	第 37 回全国精神保健福祉センター研究協議会を香川にて開催	共同作業所「リトルウェスト」開設	
2002 (H14) 年 4 月	香川県精神医療審査会事務開始 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定事務開始 「香川県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例」施行		
5 月		地域生活支援センター「ほっと」開設	
6 月			日本精神神経学会において「精神分裂病」を「統合失調症」へ呼称変更決定
10 月	図書室、電話相談室増設移転	「C s クリエーション」NPO法人取得	
12 月			「新障害者基本計画及び重点施策実施 5 か年計画」策定
2003 (H15) 年 1 月	デイケア室 4 階に拡張移転	精神障害者小規模通所授産施設「江尻若竹園」開設	

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
2003 (H15) 年 3 月		「かがわ障害者プラン」策定	
4 月	デイケアを「思春期・青年期デイケア」に移行		
5 月		福祉ホームB型「福祉ホーム五色台」開設	
7 月		香川県精神障害者退院促進支援事業開始	「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（心神喪失等医療観察法）公布
10 月		小規模通所授産施設「ワイワイ創造館」、福祉ホームB型「コミュニティハウス未来」、地域生活支援センター「ライブサポートセンター」開設	
2004 (H16) 年 3 月		「グリーンワーク・かがわ」発足	
4 月		中讃保健福祉事務所開設	
6 月			「障害者基本法」改正
7 月		香川県精神科救急医療システム事業開始	
9 月		共同作業所「おへんろのこくぶ」開設	「精神保健福祉の改革ビジョン」発表 「今後の障害保健福祉施設について」（改革のグランドデザイン案）発表
12 月			「痴呆」に替わる用語として「認知症」を用いる（厚生労働省老健局長通知）
2005 (H17) 年 3 月	「社会資源情報マップ」発行		
4 月			「発達障害者支援法」施行
5 月	「青年期ひきこもり」親のグループワーク開始		
7 月			「医療観察法」施行
8 月		福祉ホームB型「ホームみどり」開設	
9 月		グループホーム「ビアーズ2号館」開設	
10 月		グループホーム「わかたけ」開設	
2006 (H18) 年 4 月			「障害者自立支援法」施行
10 月			「精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律」の公布 「自殺対策基本法」施行

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
2007 (H19)年 4月	思春期・青年期デイケアにショート・ケアを導入	香川県発達障害者支援センター「アルプスかがわ」開設 高次脳機能障害支援普及事業開始（支援拠点機関としてかがわ総合リハビリテーションセンターに委託）	
6月			「自殺総合対策大綱」策定
2010 (H22)年 7月	「自殺予防のためのハイリスク対象者訪問等支援事業」の開始に当たり、事務室拡張		
2011 (H23)年 6月	ひきこもり地域支援対策事業「ひきこもり地域支援センター アンダンテ」を開設		
9月		「全国精神保健福祉家族大会みんなねっと香川大会」を香川にて開催	
11月	診療・デイケア休止		
12月		香川ダルク設立	
2012 (H24)年 8月			「自殺総合対策大綱」の見直し
10月			「障害者虐待防止法」施行
2013 (H25)年 4月			「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行
6月			「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」公布
10月	ひきこもり当事者の集団活動「ポコ・ア・ポコ」開始		
2014 (H26)年 4月			「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」施行
6月			「アルコール健康障害対策基本法」施行
2015 (H27)年 3月		第4期「かがわ障害者プラン」策定	
2016 (H28)年 4月			「障害者差別解消法」施行 「自殺対策基本法」の一部改正

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
5 月			「アルコール健康障害対策推進基本計画」閣議決定
6 月			「刑の一部執行猶予制度」導入
2016 (H28) 年 12 月			「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
2017 (H29) 年 4 月	「香川県依存症相談拠点」として選定 「依存症者回復支援事業」開始		
7 月			「自殺総合対策大綱」の見直し
2018 (H30) 年 3 月		「いのち支える香川県自殺対策計画」策定 第 5 期「かがわ障害者プラン」策定	「措置入院の運用に関するガイドライン」・「地方公共団体による精神障害者の退院支援に関するガイドライン」の通知
4 月		「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」施行	
10 月			「ギャンブル等依存症対策基本法」施行
2019 (H31) 年 3 月		「香川県アルコール健康障害対策推進計画」策定	
2019 (H31) 年 4 月			「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」閣議決定
2020 (R2) 年 4 月	「新型コロナウイルス感染症等に関する心のケア支援事業」開始	香川県ネット・ゲーム依存症対策条例 施行	「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」公布及び施行 「新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業」開始
2021 (R3) 年 3 月		「香川県ギャンブル等依存症対策推進計画」策定	「第 2 期アルコール健康障害対策推進基本計画」閣議決定
2021 (R4) 年 3 月		「第 2 期香川県アルコール健康障害対策推進計画」策定	
2023 (R5) 年 2 月			精神保健福祉法一部改正
2023 (R5) 年 3 月		「第 2 期いのちを支える香川県自殺対策計画」策定	
2023 (R5) 年 11 月			「精神保健福祉センター運営要領について」通知（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
2024（R6）年 3 月		「第 2 期香川県ギャンブル依存症対策推進計画」策 定	
2026（R8）年 3 月			「第 3 期アルコール健康障害対策推進 基本計画」閣議決定

香川県精神保健福祉センター所報

2025 年度（令和 7 年度）

2026 年 8 月 発行

編集 香川県精神保健福祉センター
発行

〒760-0068

香川県高松市松島町一丁目 17 番 28 号

香川県高松合同庁舎内

電話（087）804-5565 FAX（087）804-5474